

## 兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編基本協定

兵庫県（以下「甲」という。）及び西宮市（以下「乙」という。）は、兵庫県立西宮病院及び西宮市立中央病院（以下「両病院」という。）の統合再編にあたり、以下の通り基本協定書を取り交わす。

### 1 統合再編

両病院を統合し、新用地に新病院を整備することが望ましいとする「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）からの検討報告を受け、当該報告の内容や両病院を取巻く医療環境等を十分踏まえつつ、慎重に協議を重ねた結果、両病院を統合再編し、新病院を整備することとする。

### 2 統合再編の基本方針

#### (1) 診療機能等の維持・充実

委員会からの報告を踏まえ、統合再編によって地域医療に支障をきたすことのないよう、これまで両病院が提供してきた医療機能やサービスについては、地域の医療機関との役割分担を踏まえ、原則として新病院が継承する。

また、西宮市域及び阪神医療圏域における中核的な医療機関としての役割を果たすため、今後の疾病構造の変化や医療需要等を的確に踏まえ、更なる充実に努める。

#### (2) 統合再編時期

救急医療を含めた医療需要の増大など地域の医療課題に対応するため、できるだけ早期に新病院の整備を進め、新病院の開設に合わせて両病院を統合再編する。

#### (3) 患者等利用者への配慮

統合再編にあたっては、両病院の患者等利用者（以下「患者等」という。）へのサービスの継続性を確保するとともに、患者等に不利益が生じないよう配慮する。

#### (4) 職員の処遇

統合再編にあたり、両病院に勤務する職員がともに高い士気とやりがいをもって新病院で業務に従事することができるよう、十分に配慮する。

### 3 新病院等

#### (1) 整備主体

新病院の整備は、甲が行う。

## (2) 整備時期

統合再編基本計画（以下「基本計画」という。）において、整備時期を定める。

## (3) 運営形態

新病院の運営は、甲が行う。

ただし、乙が新病院の運営に対して意見を表明し、関与できるよう、兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）に基づき、病院局管理規程で規定する運営協議会を設置する。なお、運営協議会の構成員や開催頻度等については、別途定める。

## (4) 機能

### ①基本方針

両病院が担ってきた医療を引き続き提供するとともに、地域医療機関との役割分担や連携を強化し、西宮市域及び阪神医療圏域における高度急性期・急性期医療を担う中核医療機関として必要な機能の充実を図る。

### ②診療機能等

救急・災害医療、合併症に対応できる診療体制及び小児・産科医療等の充実並びに地域包括ケアシステムにおける医療・介護施設との役割分担等を行うこととし、新病院で提供する診療機能等の詳細は、基本計画で定める。

### ③医師等医療従事者養成機能等

新病院を地域における医師等医療従事者の育成拠点とするため、関連大学と連携し、充実した指導体制や研修環境を整備するとともに、学生、研修医、専門医を目指す若手医師等にとって魅力の高い研修プログラムを提供する。

## (5) 新病院の規模

新病院の病床数は、両病院の現在の稼働病床数を基本とし、基本計画において定める。

## (6) 整備場所

新病院の施設整備場所は、早期に新病院が開院できること、新病院を整備するために必要な面積の確保、受診のためのアクセスの利便性、救急患者の迅速な搬送経路の確保、大規模災害リスク等の諸要素を勘案し、アサヒビール西宮工場跡地（西宮市津門大塚町）とする。

## **(7) 費用の負担方法**

### **① 用地取得費**

甲は、病院事業債を活用して用地を取得する。

乙は、甲の病院事業債の元利償還額のうち地方交付税措置相当額を控除した残額を全額負担する。

### **② 整備費**

甲は、病院事業債を活用して病院を整備する。

甲の病院事業債の元利償還額にかかる総務省繰出基準に基づく一般会計繰出額(以下「繰出額」という)のうち、地方交付税措置相当額を控除した残額について、両病院の現在の稼働病床数に基づき、甲が2/3、乙が1/3を負担する。

### **③ 運営費**

甲は、運営費の一部について、病床規模及び新たな診療機能を踏まえ、総務省の繰出基準を基本として、他の県立病院に準じ一般会計繰出を行う。

甲の繰出額のうち、地方交付税措置相当額を控除した残額について、両病院の現在の稼働病床数に基づき、甲が2/3、乙が1/3を負担する。

## **4 兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院**

### **(1) 病院の廃止**

統合再編に合わせて、両病院は廃止する。

### **(2) 廃止に伴う患者の受入れ**

両病院の入院患者が希望する場合は、原則として新病院で受入れる。

## **5 基本計画の策定等**

基本計画については、今年度策定予定の阪神医療圏域の保健医療計画(地域版)等を踏まえ、地域の医療関係者や関連大学等の意見も十分に聞きながら、現病院の運営主体である甲及び乙が共同して策定することとする。

基本計画の素案を策定した段階で、県民市民からの計画内容に関する意見を聴取するため、パブリックコメントを行う。

また、甲及び乙は、基本計画に基づき、統合再編を進め、新病院の円滑な運営に向けた準備等を行うため、情報の共有や必要な措置等に取り組んでいくこととする。

## **6 その他**

### **(1) 両病院の跡地**

県立西宮病院の土地・建物については、甲及び乙で有効活用を検討する。

また、市立中央病院跡地の活用方法については、今後、乙が地域医療や周辺環境に配慮しながら検討する。

## **(2) 職員の派遣**

乙は新病院の運営に関与するため、管理・運営部門へ職員を派遣し、甲はこれを受け入れる。

なお、その職・人数等については別途協議する。

## **(3) 新病院の用地**

新病院の用地については、乙が用地費の一部を負担することとした経緯を踏まえ、将来病院事業として利用しなくなった場合の用途については、原則として乙に委ねる。

## **(4) その他**

新病院の運営に対する乙の関与及び負担については、定期的に評価を行う。

また、県立病院の運営形態の変更その他新病院を取り巻く医療環境が大きく変化した場合には、適時、協議の機会を設ける。

## **7 疑義についての協議**

この基本協定書に記載のない事項及びこの基本協定書の解釈適用について疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議のうえ、誠意をもって処理するものとし、確認書等文書で確認を行うこととする。